

## 2020年度 勤務医の負担軽減及び処遇の改善に資する計画

済生会飯塚嘉穂病院 衛生委員会

### 1. 医師と医療関係職種、医療関係職種と事務職員等における役割分担

新規・既設	項目	具体的な取り組み内容	翌年度以降の目標
既設	初診時の予診の実施	問診票等の記載について看護師が患者を補助する形式で対応。	【継続】 現状の計画実施状況について検討を行い、必要に応じて改善を図る。
既設	静脈採血等の実施	基本的に外来・入院患者の採血は看護師が実施。	【継続】 現状の計画実施状況について検討を行い、必要に応じて改善を図る。
既設	入院説明の実施	入院が必要となる理由や根拠については医師、入院手続きに係る部分については看護師が実施。	【継続】 看護師だけでなく医師事務作業補助者との分担を検討。
既設	検査手順の説明の実施	検査が必要な説明・根拠は医師が説明を行い、具体的な部分については看護師が説明。	【継続】 書類等の準備については医師事務作業補助者も介入。
既設	服薬指導	薬剤師が実施。	【継続】 現状の計画実施状況について検討を行い、必要に応じて改善を図る。
既設	診断書作成	医師事務作業補助者が診断書等の代行作成を実施。	【継続】 現状の計画実施状況について検討を行い、必要に応じて改善を図る。

### 2. 医師の勤務体制等にかかる取組（最低2項目）

新規・既設	項目	具体的な取り組み内容及び状況	翌年度以降の目標
既設	勤務計画上、連続当直を行わない勤務体制の実施	非常勤医師の活用を行い連続当直とならないように配慮。	現状の計画実施状況について検討を行い、必要に応じて改善を図る。
既設	前日の終業時刻と翌日の就業時刻間の一定時間の休息	通常勤務間後17:12～翌8:30（15時間18分）をインターバルとしている。	時間外勤務の削減。
既設	予定手術前日の当直・夜勤に対する配慮	手術前日への当直は行っていない。また、医師の夜勤は原則なし。	現状の計画実施状況について検討を行い、必要に応じて改善を図る。
既設	当直翌日の業務内容に対する配慮	当直翌日に勤務がある場合は午前勤務のみとする。	現状の計画実施状況について検討を行い、必要に応じて改善を図る。
既設	育児・介護休業法第23条第1項、同条第3項又は同法第24条の規定による措置を活用した短時間正規雇用医師の活用	例規集（就業規定）に同様の定めを設け申し出があれば対応。	現状の計画実施状況について検討を行い、必要に応じて改善を図る。